

第5節 二酸化炭素吸収源対策

〈主な指標と最新実績〉

造林面積（2020[令和2]年度）:	161ha
民有林人工林の間伐等森林整備面積（2020[令和2]年度）:	2,026ha

第1項 森林等の整備・保全

1 皆伐再造林・間伐等の推進 【林政課】

我が国は、戦後造成された人工林の多くが利用期を迎える中、若齢林に比べて成長量が劣る高齢林の割合が増えていることに伴い、森林による二酸化炭素吸収量は減少傾向で推移しています。また、依然として間伐が必要な人工林が多いものの間伐面積が漸減していることや、林業に適した場所であっても皆伐後に再造林が行われていない状況となっています。

このような中、パリ協定下の森林吸収量の目標として、2030（令和12）年度の排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するうち、2.0%相当を森林吸収量で確保することとしています。また、2050（令和32）年にカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されたことから、引き続き森林による二酸化炭素吸収源対策に取り組む必要があります。

このため、パリ協定への対応や皆伐後の再造林の推進の観点から「森林の間伐等の実施の促進に関する法律」が延長され、県では、この法律の基本方針などにに基づき、引き続き皆伐再造林や間伐の推進を図っていきます。

県内の人工林も、その大部分が木材として利用期を迎えており、今後、皆伐や間伐から生産される木材を有効利用するとともに、皆伐後の森林の確実な更新と育成を推進することにより、二酸化炭素の吸収など森林の持つ公益的機能の発揮や森林の「若返り」を図ることが重要です。



植栽作業



間伐作業

表2-1-5-1 造林面積（単位：ha/年）

年度	H28	H29	H30	R元	R2
面積 ha	122	75	156	136	161

表2-1-5-2 民有林人工林の間伐等森林整備面積（単位：ha/年）

年度	H28	H29	H30	R元	R2
面積 ha	2,592	2,310	2,268	1,990	2,026

2 公的森林整備の推進 【森林保全課】

県では、森林の持つ公益的機能を維持・増進するため、治山施設の整備と併せて、機能の低下し



森林整備を実施した森林

た保安林において、治山事業による森林整備を行っています。

2020（令和2）年度は、立木の過密化、林内照度の低下した保安林において、下層植生の回復を通じて表土流出を抑えるための抜き伐りを行いました。また、荒廃した保安林を改良するための苗木の植栽を行い、山地災害を未然に防止するとともに、二酸化炭素吸収源である森林を整備・保全しました。治山事業による森林整備面積の推移は表2-1-5-3のとおりです。

表2-1-5-3 治山事業による森林整備面積(単位：ha)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
面積	318	218	273	223	185